

財団法人兵庫県警察互助会寄附行為

(昭和48年7月4日)

沿革 平成4年6月8日、9年2月28日、10年8月12日、11年3月23日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人兵庫県警察互助会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を神戸市中央区下山手通5丁目4番1号兵庫県警察本部内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、兵庫県警察の運営に協力するとともに、兵庫県警察職員の福利増進等を図る事業を行い、もって警察活動の能率的な遂行に寄与し、県民の福祉の増進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 殉職警察職員及び警察活動に協力して死亡した民間人の遺族に対する援護
- (2) 警察施設周辺の環境整備に対する協力及び来庁者に対する便益施設の設置運営
- (3) 兵庫県警察職員の福利増進に関する共済その他の事業
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び事業

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 補助金
- (6) 会員掛金
- (7) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において3分の2以上の同意を得、かつ、兵庫県知事の同意を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び事業報告)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前に理事会の議決を経て定め、事業報告及び収支決算は、事業年度終了後2箇月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員等

(役員の種類)

第12条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人以内
- (3) 常務理事 1人

(4) 理事 12人以上16人以内（会長、副会長及び常務理事を含む。）

(5) 監事 2人以上4人以内

2 理事及び監事は、理事会において選任する。

3 会長、副会長及び常務理事は、理事の互選による。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員職務）

第13条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

2 会長は、この法人を代表し、会務を統轄する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する順位により、その職務を代行する。

4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を処理する。

5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

（役員任期）

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は先任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

（評議員）

第15条 この法人に、別に定める数の評議員を置く。

2 評議員は、理事会が、次章に規定する会員のうちから推薦した者を、会長が委嘱する。

3 評議員任期は、1年とする。ただし、補欠又は増員により委嘱された評議員任期は、前任者又は先任者の残任期間とする。

4 評議員は、再任されることができる。

5 評議員は、評議員会を構成し、この法人に関する重要な事項について審議する。

（顧問）

第16条 この法人に、顧問若干人を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営について意見を述べ、又は助言することができる。

(事務局)

第17条 この法人の事務を処理させるため、事務局を設け、必要な職員を置く。

- 2 職員の任免は、会長が行う。
- 3 事務局の組織及び運営については、別に定める。

第4章 会員

(会員)

第18条 この法人に、会員を置く。

- 2 会員の資格については、別に定める。
- 3 会員は、別に定める掛金を納入しなければならない。
- 4 前2項に定めるもののほか、会員に関して必要な事項は、別に定める。

第5章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、理事会及び評議員会の2種とする。

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権能)

第21条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
 - (2) 事業報告の承認
 - (3) 寄附行為に基づく諸規定の制定及び改廃
 - (4) その他この法人の運営に関する重要な事項
- 2 評議員会は、理事会から諮問された事項を審議する。

(招集)

第22条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、理事総数の3分の1以上又は監事2人以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 会議を招集するには、理事又は評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに会議の日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

ない。

(議長)

第23条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 評議員会の議長は、評議員において出席評議員のなかから選出する。

(定足数)

第24条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

2 評議員会は、評議員総数の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第25条 会議の議事は、この寄附行為に別に定めがある場合を除くほか、出席理事又は出席評議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事又は評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事若しくは評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 会長は、急施を要する事項については、書面により賛否を求めて、会議の議決に代えることができる。

(議事録)

第27条 会議の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事又は評議員の現在数
- (3) 会議に出席した理事又は評議員の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

2 議事録には、出席した理事又は評議員のなかから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに、署名押印しなければならない。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第28条 この寄附行為は、理事総数の3分の2以上の同意を経、兵庫県知事の認可を得て、これを変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第29条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事総数の3分の2以上の同意を経、兵庫県知事の許可を得て解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、兵庫県知事の許可を得て、兵庫県又はこの法人と類似の目的を持つ他の団体に寄附するものとする。

第7章 雑則

(委任)

第30条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、兵庫県知事の設立の許可があった日から施行する。
- 2 この法人設立当初の役員は、第12条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、昭和49年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の評議員は、第15条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は同条第3項の規定にかかわらず、昭和49年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条並びに第21条第1項第1号及び第2項第1号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、設立の許可のあった日から昭和49年3月31日までとする。
- 6 この法人は、職員の共済制度に関する条例（昭和38年兵庫県条例第72条）に基づき設立された兵庫県警察互助会のすべての権利義務を継承する。
- 7 この寄附行為の変更については、兵庫県知事の認可のあった日から施行する。
(平成4年6月8日兵庫県警察本部指令第9号)
- 8 この寄附行為の変更については、兵庫県知事の認可のあった日から施行する。
(平成9年2月28日兵庫県警察本部指令第19号)

9 この寄附行為の変更は、兵庫県知事の認可のあった日から施行する。

(平成10年8月12日兵庫県警察本部指令第23号)

10 この寄附行為の変更は、兵庫県知事の認可のあった日から施行する。

(平成11年3月23日兵庫県警察本部指令第24号)

財団法人 兵庫県警察互助会

設立者 兵庫県警察互助会

会長 勝田俊男